

随意契約の状況		担当課：政策推進課		
		契約日：令和8年4月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
八雲町企業版ふるさと納税業務委託	寄附対象法人の探索、寄附募集、交渉等の企業営業代行、訴求力ある広報、広告等によるプロモーション、寄附金の受付、受領の代行	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	北海道二海郡八雲町内浦町153番地 株式会社 木蓮 代表取締役 近藤 安幸	寄附受領金額の19.8% (18%)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>当該事業者は、町が出資している株式会社であり、町と密接不可分の関係にある。まちづくり会社である当該事業者に業務を委託することは、町に縁のある企業を中心とした営業を行う場合に非常に有利であり、他の事業者と比較し確実に寄附金奨励に寄与できると判断するものである。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（競争不適）の規定により、随意契約を行ったものである。</p>				